

概要版

瑞穂町

第9期

高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画

—令和6(2024)年度～令和8(2026)年度—

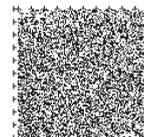


瑞穂町公式キャラクター
「みずぼまる」

つながり、ささえあい、安心して
健康に暮らせるまちみずほ
～すべての人がつながる福祉社会をめざして～

令和6(2024)年3月

瑞穂町





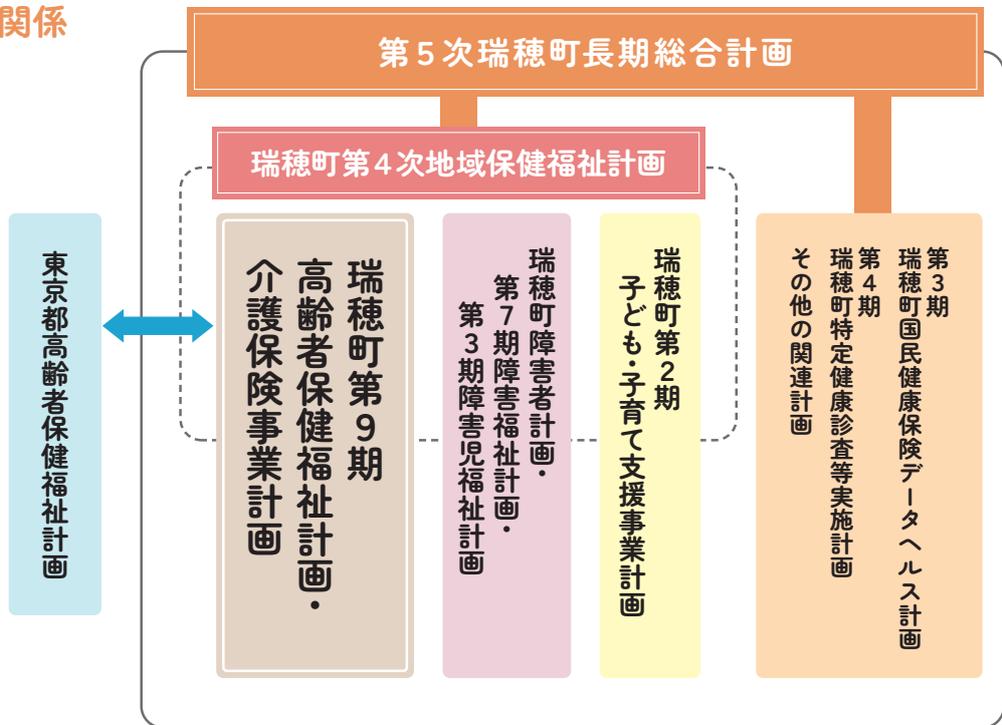
1 計画の策定にあたって

瑞穂町第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(以下、本計画という。)は、老人福祉法第20条の8に基づき、介護保険制度とそれ以外のサービスの組み合わせ、健康・生きがいがづくり等の高齢者福祉事業の見込量や目標を定め、高齢者全体の地域における福祉水準の向上をめざす「老人福祉計画」と、介護保険法第117条に基づき、介護保険給付サービスの見込量とその確保策、制度の円滑な実施に向けた取組内容、保険料等を定める「介護保険事業計画」を一体的に定めたものです。

町においては、令和5(2023)年10月現在の高齢者人口が9,642人で高齢化率(人口に占める65歳以上の割合)は30.1%、75歳以上の高齢者数は5,203人となっています。ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者についても、高齢者人口に比例して増加が見込まれるなど、介護サービス需要がさらに増加・多様化することが想定されることから、現役世代の減少が顕著となる中で、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が必要となります。

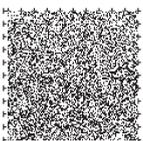
こうした状況を踏まえ、町では、令和7(2025)年及び令和22(2040)年における目標を示した上で、「瑞穂町第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(以後「第9期計画」という。)を策定し、地域の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供する体制の確保や、地域支援事業の計画的な実施を図っていきます。

● 他の計画との関係



● 計画の期間

年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)	令和14 (2032)
第8期 高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画	見直し			団塊の世代が 75歳以上								
			見直し	第9期 高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画			見直し					
							第10期 高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画					
									見直し	第11期 高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画		
2040年度までの見直し												



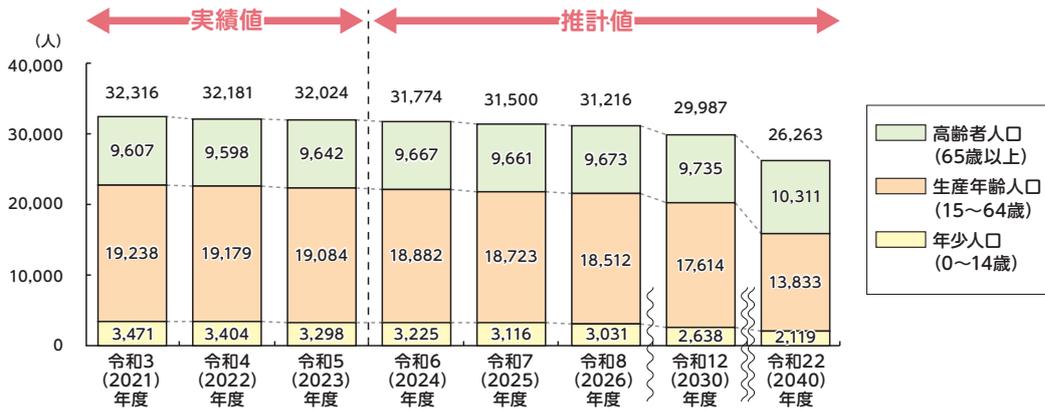


2 高齢者及び介護保険被保険者の現状と推移

● 年齢3区分別人口の推移

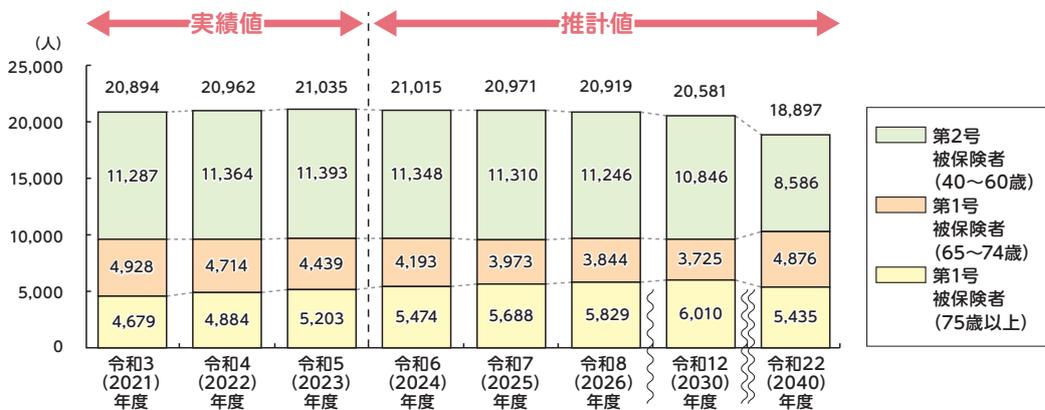
総人口は、令和5(2023)年10月1日現在32,024人で、令和3(2021)年から292人減少しています。

年齢3区分別人口をみると、年少人口及び生産年齢人口は減少している一方、高齢者人口は増加傾向を示しています。高齢化率については、令和5(2023)年10月1日現在30.1%で、全国値を0.9ポイント上回り、令和6(2024)年度以降の推計をみると、全国値との差は年々開く傾向にあります。



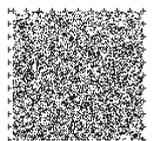
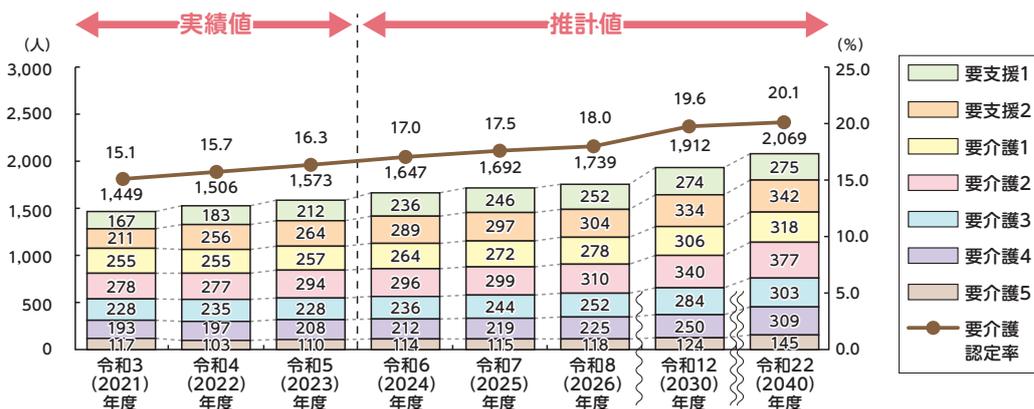
● 介護保険被保険者数の推移

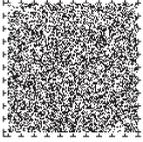
第1号被保険者数について、令和12(2030)年度まで75歳以上は増加し、65~74歳は減少すると見込まれます。



● 要介護(要支援)認定者数の推移

要介護(要支援)認定者数は増加し、特に要介護3以上の認定者数は令和8(2026)年度には595人に増加すると見込まれます。





3 第9期計画のポイント

1 介護サービス基盤の計画的な整備

① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要があります。さらに、医療・介護においても双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、効率的・効果的に提供する体制の確保および連携強化が重要です。また、かかりつけ医機能報告等も踏まえた協議の結果を考慮した医療・介護連携の強化についても、第9期では触れています。これらを踏まえ、中長期的なサービス需要の見込みを、サービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤整備の在り方を議論することが求められます。

② 在宅サービスの充実

居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及と、居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要です。さらに、居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実が必要です。

2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

① 地域共生社会の実現

地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的なサービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取組は、第9期計画においても継続されます。

② 医療・介護情報基盤を整備

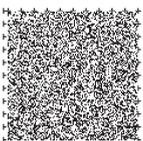
デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備を進めるとしてまいります。

③ 保険者機能の強化

保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるため、評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実を図り、給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化を進めるとしてまいります。

3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施するとしてまいります。さらに、都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進し、介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用するとともに、介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進するとしています。



4 認知症基本法について

認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなども含め、地域で暮らす人たちにとっても、身近なことになりつつあります。

令和元(2019)年6月の「認知症施策推進大綱」では、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視した施策が進められてきました。令和5(2023)年6月には、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(認知症基本法)が成立しました。

5 給付適正化主要5事業の再編について

介護保険は医療保険と異なり、適正化の仕組みが制度として内在しています。この枠組みを活かす形で給付適正化5事業を実施してきましたが、事業を行う保険者の割合は増加傾向にある一方で、課題も明確になり、議論が行われてきました。

そして、保険者の事務負担軽減と効果的・効率的な事業実施のため、給付適正化主要5事業を3事業に再編し、充実化を図ることとなりました。

具体的には、「住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査」を「ケアプラン点検」に統合し、これに「要介護認定の適正化」、「医療情報との突合・縦覧点検」を合わせた3事業を給付適正化主要事業とします。再編後の3事業については、全ての保険者において実施(実施率100%)を目指すとしています。

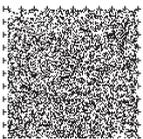
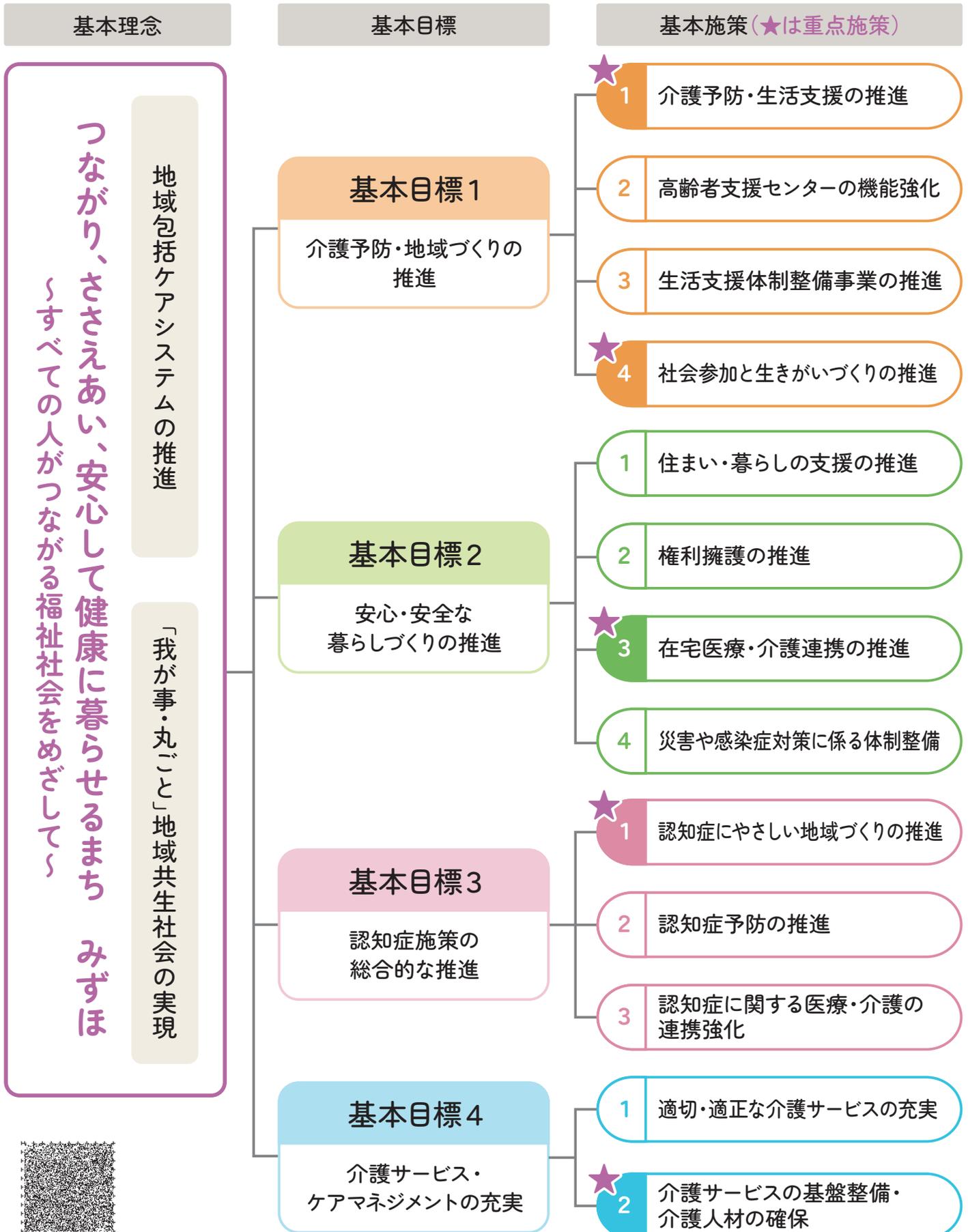
SDGsとの関連

2015年9月の国連サミットで採択された「SDGs (Sustainable Development Goalsの略):持続可能な開発目標」とは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた、2030年までの国際目標です。SDGsに掲げられている17のゴールを追求することは、町における諸課題の解決に貢献し、本計画の施策の推進につながると考えられます。



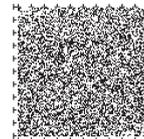


4 第9期計画の体系





5 基本目標について



基本目標1 介護予防・地域づくりの推進

高齢者が地域の中で、できるだけ自立した生活を送ることができるよう、心身の状態の改善・維持と重度化防止を推進します。また、孤立することなく人とのつながりを持ち、高齢者の多様な社会参加を促進し、興味・関心に応じて参加できる通いの場が充実した地域づくりを推進します。

指標名	現状(令和5(2023)年度)	目標(令和8(2026)年度)
地域の担い手の育成支援 ●生活支援ヘルパーの養成 町独自のヘルパーを育成し、地域で支える体制を整備します。	生活支援ヘルパー 累計登録者数:76人	生活支援ヘルパー 累計登録者数:105人
通いの場の充実 ●通いの場の拡充 地域の住民を主体とした、体操や趣味を通じた人との交流等の多様な場である「通いの場」の活動を充実する取組を進めます。	通いの場:21か所	通いの場:50か所

基本目標2 安心・安全な暮らしづくりの推進

高齢化の進行に伴い、高齢者のみ世帯、ひとり暮らし高齢者世帯の増加が予想されます。高齢者が住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けられるよう、権利擁護、在宅療養、見守り、防災や感染症対策への施策や体制の整備を行います。

指標名	現状(令和5(2023)年度)	目標(令和8(2026)年度)
みまもりあいアプリの普及 ●みまもりあいアプリ登録者の拡大 高齢者等見守りシール事業と連動している「みまもりあいアプリ」の登録を進め、地域で見守り合う取組を進めます。	登録者数1,650人 普及率5%(登録数/人口)	登録者数2,610人 普及率8%(登録数/人口)

基本目標3 認知症施策の総合的な推進

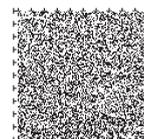
高齢化の進行による認知症高齢者の増加が懸念されており、認知症対策の必要性はますます高まると考えられます。認知症の早期発見・早期診断を促進することや、必要に応じた医療・介護との連携等、認知症高齢者に対する施策のほか、住民に対する認知症についての理解を深める施策を推進していきます。

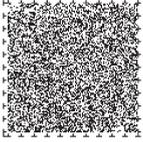
指標名	現状(令和5(2023)年度)	目標(令和8(2026)年度)
認知症に関する正しい知識の普及・啓発 ●認知症への理解の促進 認知症サポーター養成講座を定期的に開催するとともに、修了者を地域での活動につなげる体制を構築します。	認知症サポーター養成講座 累計受講者数:3,744人	認知症サポーター養成講座 累計受講者数:4,656人

基本目標4 介護サービス・ケアマネジメントの充実

介護を必要とする高齢者の増加とともに、介護に従事する家族の高齢化や、介護のための離職等、様々な問題が生じています。町の特性や住民ニーズに応じた介護サービスの基盤整備、介護人材の確保が必要です。また、高齢者の自立支援・重度化防止に資する質の高いケアマネジメントの実現を図ります。

指標名	現状(令和5(2023)年度)	目標(令和8(2026)年度)
地域密着型サービスの充実 ●複合的なサービス、24時間対応の訪問サービスの整備 利用者の選択に応じて、通い・訪問・泊まりなどを組み合わせた複合的なサービスや24時間対応の訪問サービスの基盤整備を進めます。	複合的なサービス:0事業所 24時間対応の訪問サービス: 0事業所	複合的なサービス:1事業所以上 24時間対応の訪問サービス: 1事業所以上





6 第9期計画の施策事業(★は重点施策)

基本目標1 介護予防・地域づくりの推進

基本施策1 介護予防・生活支援の推進 ★

介護を必要とする高齢者が増加すると、介護ニーズの増加に対応するためのサービスの質と量の確保が大きな課題となります。高齢者ができるだけ自立した生活を送ることができるよう、心身の健康維持・増進と重度化防止に関する取組を実施してきました。今後も、総合事業をはじめとした、介護予防事業の普及・啓発等に取り組んでいきます。

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業の充実
- ② 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
- ③ 地域の担い手の育成支援
- ④ 地域リハビリテーション活動支援事業
- ⑤ 健康づくりと疾病予防対策の推進

基本施策2 高齢者支援センター※の機能強化

高齢化が進む中、高齢者や家族だけでは解決できない生活上の課題は増加し、複雑化しています。相談件数の増加等に対応するため、高齢者支援センター※を2か所設置し、うち1か所を基幹型地域包括支援センターとしています。地域包括ケアシステムの中核を担う高齢者支援センター職員の専門性の向上に努めることにより、今後増加していく高齢者の多様なニーズに応え、福祉サービスの充実を図ります。
※町では地域包括支援センターを「高齢者支援センター」と呼んでいます。

- ① 総合相談体制の充実
- ② 運営体制の強化と職員の専門性の向上
- ③ 地域包括支援センター運営協議会による評価の充実
- ④ 地域の関係機関との連携の強化

基本施策3 生活支援体制整備事業の推進

高齢化の進行、家族形態の多様化に伴い、地域での高齢者を取り囲む課題が増加し、複雑化することで、多様な生活支援が求められています。地域の支援者を含めた多職種及び関係機関と連携し、個別ケースの課題分析等を通じた地域課題の把握や、地域に必要な資源の開発、担い手の確保等、地域づくりができる体制の整備を進めます。

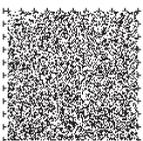
- ① 生活支援コーディネーター活動の推進
- ② 地域ケア会議の充実
- ③ 地域福祉を支える関係機関との連携・支援の推進

基本施策4 社会参加と生きがいのづくりの推進 ★

人生100年時代と言われる中、高齢者が地域社会の中で、自分らしく活躍し、活動できるような多様な社会参加や生きがいのづくりが求められています。

高齢者が長く元気に自分らしく過ごすためには、地域の中で役割を持ち、活躍できる場が重要です。高齢者が培ってきた知識や経験、能力を生かして役割を担い、活動ができるよう、高齢者の社会参加や生きがいのづくりを推進します。

- ① 活躍の場の促進
- ② 居場所づくりの推進
- ③ 就労支援の促進
- ④ 多世代交流の推進
- ⑤ 敬老事業の実施
- ⑥ 生涯学習・スポーツ活動の機会の充実



基本目標2 安心・安全な暮らしづくりの推進

基本施策1 住まい・暮らしの支援の推進

地域における高齢者それぞれの生活ニーズに合った住まいが提供され、かつ、その中で必要な生活支援を利用しながら暮らせることが、重要となります。

高齢者の住まいの改修支援に加え、高齢者が安心して暮らし続けられるような、環境・体制づくりを推進していきます。また、関係部署と連携し、防犯対策の充実を図るとともに、災害時の避難等の支援についての体制を構築していきます。

- ①安心して暮らせる住まいの支援
- ②防犯対策の充実
- ③在宅福祉サービスの充実
- ④見守り体制の充実

基本施策2 権利擁護の推進

高齢化の進行や家族形態の多様化に伴い、身寄りがなく、判断能力に不安のある高齢者も増加しています。高齢者の権利や財産を守るため、権利擁護に関する相談支援体制の強化及び虐待防止や成年後見制度の普及に努めます。

- ①権利擁護に関する相談支援の充実
- ②権利擁護センターとの連携強化
- ③権利擁護事業の利用促進

基本施策3 在宅医療・介護連携の推進 ★

高齢化に伴い、医療と介護の両方のニーズを有する高齢者の増加が予想されます。町で実施した調査においても、自宅での医療や介護を希望する方が増えています。

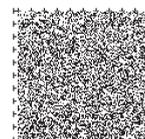
住み慣れた地域で最期まで自分らしい暮らしを送ることができる社会の実現に向け、医療・介護の関係機関が連携して、切れ目のない包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供する体制を整備していきます。

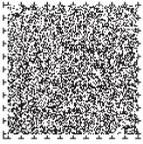
- ①日常の療養支援の充実
- ②入退院に関する支援の充実
- ③急変時の対応に関する支援
- ④看取りに関する普及啓発

基本施策4 災害や感染症対策に係る体制整備

近年、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中、河川や土砂災害警戒区域を有する町は、台風による風水害や立川断層帯による直下型地震の脅威等、様々なリスクを抱えています。また、新たな感染症も大きなリスクです。被害を最小限に抑えるため、地域や施設での生活環境へのリスクの高まりに対して、事前の備えを充実させるとともに、関係部署や関係団体、介護事業所等との連携を強化し、緊急時の対応力強化を図ります。

- ①防災・感染症対策に関する支援体制の充実
- ②介護事業者等との連携強化





基本目標3 認知症施策の総合的な推進

基本施策1 認知症にやさしい地域づくりの推進 ★

高齢化の進捗中、認知症高齢者も増加が見込まれています。認知症の方やその家族が地域の中で自分らしく暮らし続けるためには、地域全体での理解を深め、見守りの輪を広げていく必要があります。認知症であってもなくても、ともに協力して暮らし続けることができる地域づくりを目指します。

- ① 認知症に関する正しい知識の普及・啓発
- ② 認知症ケアパスの普及・活用促進
- ③ 住み慣れた地域での支援の充実
- ④ 認知症の方の家族への負担軽減

基本施策2 認知症予防の推進

認知症は誰もがなりうるものであり、多くの人にとって身近なものとなっています。認知症になるのを遅らせるだけでなく、認知症になっても進行を緩やかにするための予防に関する取組を実施してきました。今後も「予防」の考え方を普及啓発していくとともに、効果的な予防方法についての取組を実施していきます。

- ① 認知症予防に関する情報提供
- ② 予防事業の推進

基本施策3 認知症に関する医療・介護の連携強化

認知症になっても、本人の意思を尊重しながら、できるだけ住み慣れた地域において日常生活を継続することができるよう、支援体制の整備を行っています。

早期発見が重要とされる認知症について、できるだけ早く受診につなげることができるよう、また、「認知症初期集中支援チーム」や「認知症地域支援推進員」の活動等について、関係機関等と連携し、認知症への取組を強化していきます。

- ① 認知症地域支援推進員活動の推進
- ② 認知症支援コーディネーター活動の推進
- ③ 早期発見・早期対応の体制の充実
- ④ 認知症ケアの充実への支援

基本目標4 介護サービス・ケアマネジメントの充実

基本施策1 適切・適正な介護サービスの充実

高齢化の進行に伴い要介護(要支援)認定者は増加しています。介護が必要となった高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適切なケアマネジメントとともに、自立支援に即した介護サービスを提供できる体制が必要です。特に自立支援・重度化防止のため、適切なリハビリテーションサービスの提供は重要となっています。また、介護保険制度の持続可能性の確保も取り組むべき課題となっています。

適切な介護サービス提供に向け、多職種が連携し、事業者への指導・支援を通じた介護サービスの質の向上を図るとともに、自立支援に即したケアマネジメントの充実、介護給付費適正化事業の推進により、適切・適正な介護サービス提供体制の充実を図ります。

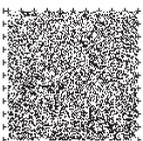
- ① 介護サービス及びケアマネジメントの質の向上
- ② リハビリテーション提供体制の推進
- ③ 介護給付費適正化の推進

基本施策2 介護サービスの基盤整備・介護人材の確保 ★

要介護(要支援)認定を受けた高齢者が、本人の意向や状況に合った適切な介護サービスを利用できるように、介護サービス提供体制の基盤整備や介護人材の確保の取組を進める必要があります。

また、令和3(2021)年度から令和4(2022)年度までの実績及び令和5(2023)年度実績見込みを考慮し、かつ、サービスの必要性や需要を予測するとともに、制度改正の状況も踏まえて、サービス量の見込みを推計し、提供体制の確保に努めます。

- ① 居宅サービスの充実
- ② 地域密着型サービスの適正な整備・充実
- ③ 施設サービスの適正な整備・充実
- ④ 介護人材の確保・育成への支援
- ⑤ 介護支援専門員の資質及び専門性の向上
- ⑥ 介護現場の負担軽減





7 第9期介護保険料

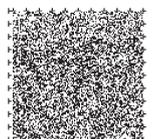
第8期 月額5,550円 (年額66,600円)	➔	第9期 月額5,950円 (年額71,400円)	$\begin{aligned} & \text{町で必要な} \\ & \text{介護サービスの} \\ & \text{総費用} \end{aligned} \times \begin{aligned} & \text{第1号保険料} \\ & \text{(65歳以上の方の} \\ & \text{負担分)23\%} \end{aligned} \div \begin{aligned} & \text{町内の} \\ & \text{65歳以上の} \\ & \text{人数} \end{aligned}$ = 保険料基準額
--	---	--	--

● 所得段階別介護保険料

区分	対象者	基準額に対する割合	第9期介護保険料(年額)
第1段階	・生活保護受給者等 ・町民税世帯非課税で、老齢福祉年金を受給している方 ・町民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.28 (0.45)	19,900円 (32,100円*)
第2段階	・町民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超から120万円以下の方	0.45 (0.65)	32,100円 (46,400円*)
第3段階	・町民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	0.685 (0.69)	48,900円 (49,200円*)
第4段階	・町民税世帯非課税かつ本人が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.86	61,400円
第5段階	・町民税世帯非課税かつ本人が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	1.00	71,400円
第6段階	・本人が町民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	1.15	82,100円
第7段階	・本人が町民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.35	96,300円
第8段階	・本人が町民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.55	110,600円
第9段階	・本人が町民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.75	124,900円
第10段階	・本人が町民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.95	139,200円
第11段階	・本人が町民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.00	142,800円
第12段階	・本人が町民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.15	153,500円
第13段階	・本人が町民税課税で、合計所得金額が720万円以上820万円未満の方	2.20	157,000円
第14段階	・本人が町民税課税で、合計所得金額が820万円以上1,000円未満の方	2.35	167,700円
第15段階	・本人が町民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	2.50	178,500円
第16段階	・本人が町民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の方	2.65	189,200円
第17段階	・本人が町民税課税で、合計所得金額が2,000万円以上の方	2.70	192,700円

※合計所得金額及び課税年金収入額はすべて前年です。

※()内は低所得者負担軽減前の割合と保険料です。差額は公費により負担します。





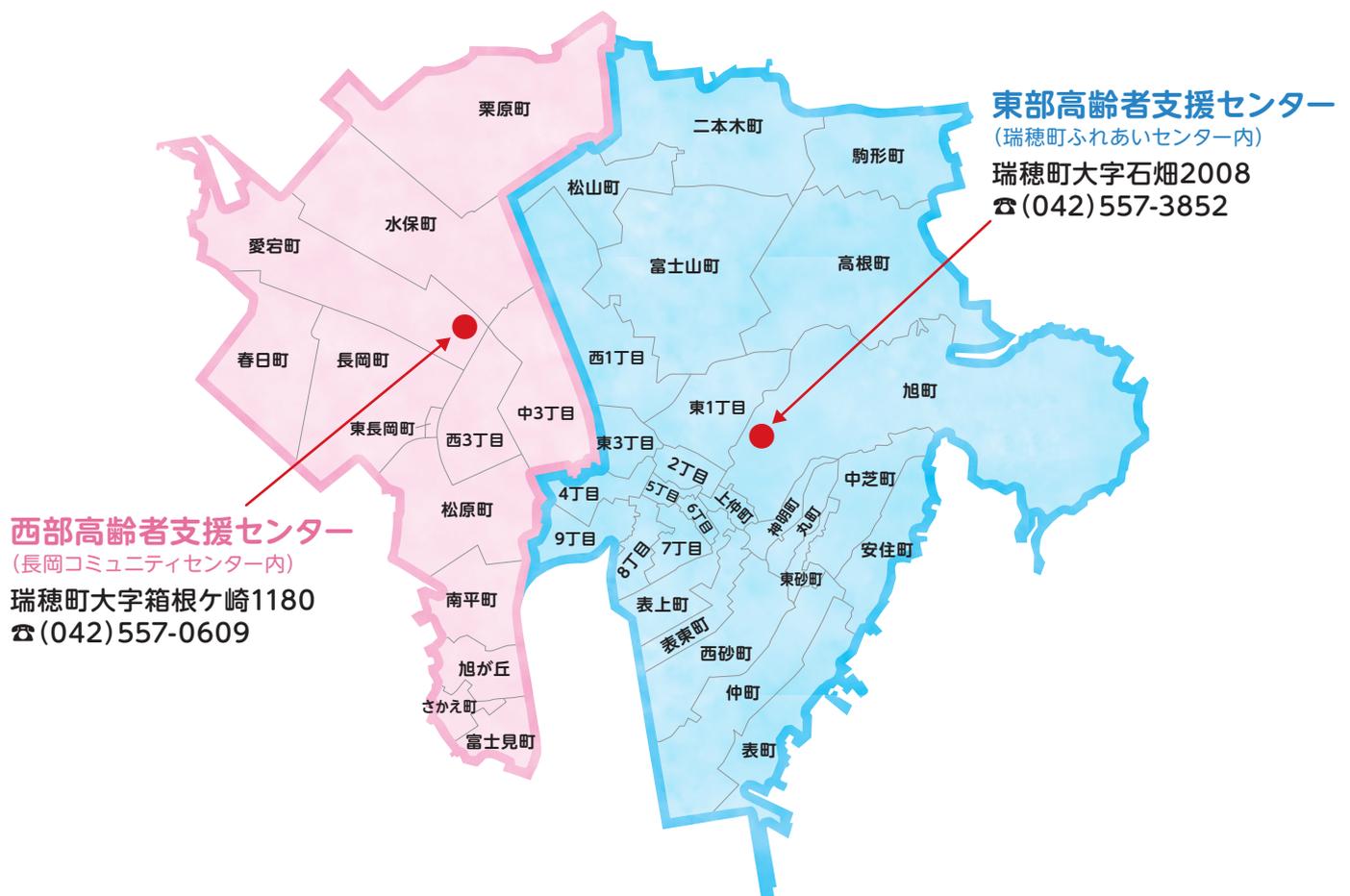
8 日常生活圏域と高齢者支援センター

日常生活圏域とは、市町村において地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して定める区域のことです。介護保険事業計画では、この日常生活圏域を設定することが義務付けられています。

町では、町全域を1つの日常生活圏域と設定しています。これを単位として、サービス提供基盤の整備や見込みの検討等を行っています。今後の高齢者の増加等により、必要に応じて日常生活圏域の検討を行います。

また、日常生活圏域は町で1つとなっていますが、地域包括ケアシステムにおける中心的な役割を担う高齢者支援センター（地域包括支援センター）を、町内に2か所設置しています。

高齢者支援センターの担当地域



瑞穂町第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 概要版

発行	令和6(2024)年3月
企画・編集	瑞穂町福祉部高齢者福祉課
住所	〒190-1292 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地
電話	(042)557-7623(高齢者支援係)/(042)557-7674(地域包括ケア推進係) (042)557-0594(介護支援係)
F A X	(042)556-3401

